

本埜村告示第24号

本村の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成18年6月13日

本埜村長 小川利彦

変更調書 (滝野五丁目)

新	旧		地 番
大 字	大 字	字	
滝野五丁目	滝	小 割	698-14、699-19、700-46の内
		焼 境	701-2の内、701-16の内、701-17の内、 701-18の内、701-19の内、701-20の内、 701-21の内、701-22の内、701-23の内、 701-24の内、701-25の内、701-26の内、 701-27の内、701-28の内

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成18年3月10日現在の登記事項証明書によるものである。